

## ○改元に伴う国債証券等の取扱いについて

(平成元年1月9日 蔵理第54号  
大蔵省理財局長から 日本銀行総裁あて)

標記のことについては、平成元年1月8日以後は下記のとおり取り扱うこととされたので、命により通知する。

### 記

- 1 昭和64年以前において発行した国債証券及び当該証券に付属する賦札又は利札は、従前のままとし、引替えは行わないこととする。
- 2 昭和64年以前において発行した国債証券について、分割若しくは併合の請求、汚染若しくは毀損による引替え請求又は滅失若しくは紛失による交付請求に基づき将来において交付する証券及び当該証券に付属する賦札又は利札は、すべて「昭和」の元号を使用したものを交付するものとする。

また、国債登録簿に登録している国債について、国債登録の除却請求により交付する証券も同様の取扱いとする。